議案第43号

北名古屋市個人情報保護条例及び北名古屋市情報公開条例の一部改正について

北名古屋市個人情報保護条例及び北名古屋市情報公開条例の一部を改正 する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成29年8月30日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報の取扱いに関する規定を追加するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市個人情報保護条例及び北名古屋市情報公開条例の一部を改正する条例

(北名古屋市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 北名古屋市個人情報保護条例(平成18年北名古屋市条例第9号) の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下 げ、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。
 - ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために 変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人 を識別することができるもの
 - イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類 に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記

号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第3条第6項各号列記以外の部分中「思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報については、」を「要配慮個人情報を」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「電子的方式、磁気的方式その他人の知 覚によっては認識することができない方式で作られる記録(第24条及 び第52条において「電磁的記録」という。)」を「電磁的記録」に改め る。

第10条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次 に次の1号を加える。

(8) 保有個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 第15条第2号中「できることとなるものを含む。)」の次に「若しく は個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第16条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。 (北名古屋市情報公開条例の一部改正)

第2条 北名古屋市情報公開条例(平成18年北名古屋市条例第7号)の 一部を次のように改正する。

第7条第2号中「記述等」の次に「(文書、図画若しくは電磁的記録 に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて 表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。